

とうきょうこうとうさいばんしょだい けいじぶさいばんちょう おおの かつのり  
**東京高等裁判所第4刑事部裁判長 大野 勝則 様**

さやまじけん こうせい さいばん じじつしら さいしんかいし もと  
**狹山事件の公正な裁判一事実調べ・再審開始を求める**

さやまじけん ねん じけんはっせい ねんいじょう さいげつ けいか とうきょうこうさい だい じさいしんせいきゅう もう た  
狹山事件は1963年の事件発生から57年以上の歳月が経過し、東京高裁に第3次再審請求が申し立て  
されています。狹山事件は市民常識からみてもあまりにも疑問の多い事件です。決定的な物証はなく、  
自白の内容も不自然・不合理な点が多くあります。字を書く習慣のなかった石川一雄さんが脅迫状を書いた  
とは考えられません。万年筆の発見経過なども疑問だらけです。

さやまじけんさいしんべん ひっせきかんてい そくせきかんてい ほう い がくかんてい ゆうざいはんけつ ごうりてきうたが  
狹山事件再審弁護団は、これまでに、筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑い  
をいだかせる多数の新証拠を提出しています。第3次再審請求においても、筆跡鑑定などの新証拠を提出  
し、事実調べをおこない、すべての証拠を総合的に評価するよう求めています。この間も証拠開示で石  
川さんの無実を証明する新証拠が明らかになっています。しかし、狹山事件の裁判では、1974年10月の  
確定判決以来40年以上も事実調べがまったくおこなわれていません。これだけ長い年月が経ちながら、  
事実調べも検察官手持ち証拠の開示もなされることは、憲法に認められている公正・公平な裁判とは  
いえません。

むこ きゆうさい さいしんせい どりねん うたが ひこくにん りえき けいじ さいばん てつそく  
「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、  
東京高等裁判所が、鑑定人尋問や現場検証などの事実調べをおこない、狹山事件の再審を開始する  
よう求めます。

**呼びかけ人**

赤川次郎（作家）、石川文洋（報道カメラマン）、石坂啓（漫画家）、入川保則（俳優・故人）、色川大吉（歴史学者）、  
永六輔（ラジオタレント）、江森陽弘（ジャーナリスト）、小田実（作家・故人）、鎌田慧（ルポライター）、  
川崎英明（関西学院大学教授）、斎藤貴男（ジャーナリスト）、早乙女勝元（著述業）、坂田明（ミュージシャン）、  
佐木隆三（作家）、佐高信（評論家）、佐藤慶（役者・故人）、佐藤忠男（映画評論家）、佐野洋（作家・故人）、  
澤地久枝（作家）、新藤兼人（映画監督・故人）、司修（画家）、辻井喬（作家・故人）、鶴見俊輔（哲学者・故人）、  
鳥越俊太郎（「ニュースの職人」）、中山千夏（作家）、庭山英雄（弁護士・元専修大学教授）、野田正彰（関西学院大学教授）、  
灰谷健次郎（作家・故人）、針生一郎（評論家・故人）、日高六郎（評論家）、本多勝一（ジャーナリスト）、  
前田憲二（映画監督）、前田哲男（ジャーナリスト）、増田れい子（ジャーナリスト・故人）、  
武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア国際研究センター所長）、やくみつる（漫画家）

名 前	住 所

**●取り扱い団体**